

パラリンピックと障害者スポーツ —現状と課題—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
社会労働課 堀内 雄斗

目 次

はじめに

I 国内外におけるパラリンピックと障害者スポーツの展開

- 1 パラリンピックをめぐる動向
- 2 1964 東京大会とその後の展開
- 3 1998 長野大会後の展開

II 障害者スポーツ政策の枠組み

- 1 日本の障害者の現状
- 2 障害者スポーツ政策の動向と枠組み

III 観点別に見た障害者スポーツの現状と課題

- 1 「するスポーツ」
- 2 「観るスポーツ」
- 3 「支えるスポーツ」

おわりに

要 旨

- ① パラリンピックは、当初は脊髄損傷者の大会だったが、時代を経て他の肢体不自由者や視覚障害者、知的障害者が参加するようになった。日本の障害者スポーツは、1964 東京大会、1998 長野大会を契機としながら普及・発展が進んできた。当初はリハビリテーションの側面が強かったが、競技レベルの高度化が進み、スポーツとしてとらえられることが増えている。2020 東京大会では、パラリンピック重視の姿勢が目立っている。
- ② スポーツ基本法では、障害者のスポーツについて、「障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と記載されている。平成 26 年 4 月には、障害者スポーツのうち、スポーツ振興の観点から行う障害者スポーツに関する事業が、厚生労働省から文部科学省に移管された。これまでオリンピック競技を対象に行われていた事業では、パラリンピック競技も対象となるなどの変化が見られる。
- ③ 障害者のスポーツ実施率は、健常者に比べて低く、障害者の身体的・社会的状況によっても実施状況は異なる。一般施設の利用促進や、学校等での普及活動が必要であるほか、トップアスリートに対する補助等の充実も課題となっている。また、障害者スポーツの観戦者を増やすことや、指導者の活動の場の整備、ボランティアの養成、スポーツ用具の開発、施設のバリアフリー等を進めていくことが必要である。障害者権利条約批准や障害者差別解消法の制定に関連して、障害者に対する「心のバリアフリー」の進展も注目されている。
- ④ 障害者スポーツの普及に関しては、個々の障害者の身体的・社会的な状況が多様であることから、競技レベルや地域に応じた取組が必要である。スポーツを通じた障害者への理解促進や、障害者の社会参加の実現に向けて、2020 東京大会後を見据えた施策をいかに構築していくかが問われている。

はじめに

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020東京大会」という。なお本稿においては他の大会（パラリンピックのみが行われた大会を含む）も原則として同様に略記する。）では、特にパラリンピック重視の姿勢が目立っている。例えば「大会開催基本計画」では、大会全体のコンセプトの1つである「多様性と調和」を実現する上で、パラリンピックの成功が「極めて重要な要素」とされるだけでなく、「パラリンピック大会の評価が、東京2020大会全体に対する国内外からの評価を左右すると言っても過言ではなく」と記述されている⁽¹⁾。

日本における「障害者スポーツ」⁽²⁾は、1964東京大会、1998長野大会を契機として普及・発展が進んできたが、時代の変化とともに、その内実は変化しつつある。かつてはリハビリテーションを目的としていた面が強かったが、近年は国際的に競技の高度化が進み、スポーツとしてとらえられることが増えている。一方で、一般の障害者のスポーツ実施率は低く、地域におけるスポーツ環境や、競技レベルに応じた支援体制については、様々な課題も見受けられる。

本稿では、国内外での障害者スポーツの展開について、パラリンピックを中心としながらその歴史的経緯を概観する。その後、近年のスポーツ政策における障害者スポーツの取扱いについて概観した上で、「するスポーツ」「観るスポーツ」「支えるスポーツ」といった観点⁽³⁾から、現状と課題について検討する。

I 国内外におけるパラリンピックと障害者スポーツの展開

1 パラリンピックをめぐる動向

国際的な障害者のスポーツ競技大会としてのパラリンピックは、イギリスのロンドン郊外にあるストーク・マンデビル病院で開催された競技大会（Stoke Mandeville Games: SMG）が源流とされる。同大会は脊髄損傷者の競技大会として行われていたもので、1948年に初開催され、1952年にオランダチームが参加したことで、国際大会となった。1960年にローマオリンピック開催後に行われた第9回国際SMGが、その後1985年に遡及的に第1回パラリンピックと定められた。当初、対象者は脊髄損傷者だけだったが、徐々に他の肢体不自由者等にも広がった。また、1988ソウル大

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は平成28年1月25日である。また、本稿の執筆に先立ち、筆者は平成27年7月中旬に、福岡県、長崎県、大分県の障害者スポーツの関係機関を訪問し、現地調査する機会を得た。この場を借りてお世話になった方々に御礼を申し上げる。なお、本稿では、それらの機関から得た知見も反映させているが、必ずしも各機関を代表する見解というわけではない。

(1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「東京2020大会開催基本計画」2015.2, pp.13-14. <https://tokyo2020.jp/jp/plan/gfp/Tokyo_2020_Games_Foundation_Plan_JP.pdf>

(2) 「障害者スポーツ」は、障害者が行うスポーツ、障害者のためにルール等が調整されたスポーツ（アダプテッドスポーツ）、障害を非障害化したスポーツなど、様々なとらえ方があるが、本稿では政策的に障害者と関連づけて語られるスポーツを中心にしながら、関連する取組を含めて広く取り扱うこととする。（渡正『障害者スポーツの臨界点—車椅子バスケットボールの日常的実践から—』新評論, 2012, pp.17-66; 榎田美雄「＜障害者スポーツ＞の可能性」『現代スポーツ評論』29号, 2013.11, pp.38-51.）

(3) 近年の日本のスポーツ政策に関する議論では、スポーツを「する」「観る」「支える」といった観点からとらえることがある。例えば、「スポーツ立国戦略」（平成22年8月26日文科科学大臣決定）では基本的な考え方の1つとして「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」が掲げられている。（文科科学省「スポーツ立国戦略」<http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/rikkoku/1297182.htm>）

会において、オリンピックの開催後に同都市でパラリンピックが開催され、以後同じ都市で行われることが定着し、1989年には国際パラリンピック委員会（International Paralympic Committee: IPC）が設立された。2000年には、国際オリンピック委員会とIPCの間で、オリンピック開催後に引き続きパラリンピックを行うことが合意された。現在、競技大会名称としての「パラリンピック」は、ギリシャ語の前置詞 para（「横に」「並んで」の意味）を元に、オリンピックと並行開催される大会（Parallel Games to the Olympics）の意味とされている⁽⁴⁾。⁽⁵⁾

2020 東京大会はパラリンピックとして 16 回目の夏季大会となる見込みで、日本では 1964 東京大会（夏季大会）、1998 長野大会（冬季大会）に次ぐ 3 度目の開催となる。また、同一都市で 2 度目のパラリンピックの開催となるのは、夏季大会では初めてのこととなる。⁽⁶⁾

現在のパラリンピックは身体障害者（肢体不自由者、視覚障害者）と知的障害者が参加する競技会であるが、他の主な国際的な競技大会として、聴覚障害者によるデフリンピック（1924 年から開催）、知的障害者によるスペシャルオリンピックス世界大会（1968 年から開催）や国際知的障害者スポーツ連盟（International Sports Federation for Persons with Intellectual Disability: INAS）グローバル競技大会（2004 年から開催）などがある。また、精神障害者については国際規模の大会はないが、2016 年 2 月には日本（大阪）で第 1 回ソーシャルフットボール国際大会が開催される予定である。同大会は、精神障害者の国際大会としては世界初のものとなる⁽⁷⁾。

近年では、2008 北京大会（オリンピック）の競泳に出場したナタリー・デュトワ（Natalie du Toit）（南アフリカ共和国）や、2012 ロンドン大会（オリンピック）の陸上競技に出場したオスカー・ピストリウス（Oscar Pistorius）（南アフリカ共和国）のように、健常者のトップアスリートと比較して遜色のない記録を出す競技者も現れるなど、競技レベルの高度化が進んでいる。

通常、障害者スポーツの競技会では、障害の種別や程度に応じた「クラス分け」がなされ、クラスごとに表彰が行われる。パラリンピックの日本選手の成績をメダル獲得数から見ると、夏季大会では 2004 アテネ大会を境に国別ランキング順位は下降している。また、国別の金メダル及び総メダルの獲得数は上位国への集中が進んでおり、パラリンピックのメダル獲得国の上位に並ぶ国はオリンピックでも上位国であることが多いと指摘されている⁽⁸⁾。（表 1 参照）

2 1964 東京大会とその後の展開

第 2 回パラリンピックとされる 1964 東京大会は、脊髄損傷者による第 13 回国際 SMG を第 1 部（11 月 8～12 日）として開催し、その後第 2 部（11 月 13～14 日）としてその他の身体障害者による国内大会⁽⁹⁾が行われた。第 1 部には 21 か国 378 人が、第 2 部には 46 都道府県と沖縄から 481 人の選手がそれぞれ参加した⁽¹⁰⁾。なお、現在 IPC がパラリンピックとしているのは第 1 部のみであるが、

(4) かつては、「Paraplegia（対マヒ）の Olympic」との意味で使われていた。（IPC, “Paralympics - History of the Movement.” <<http://www.paralympic.org/the-ipc/history-of-the-movement>>）

(5) 藤田紀昭「障害者スポーツの過去、現在、未来」『生涯発達研究』7号, 2015.3, pp.7-17.

(6) 冬季大会は 1976 年から行われているため、1972 札幌大会はオリンピックのみで、パラリンピックは行われていない。また、同一都市で 2 度の開催を行った例として、冬季大会では既にインスブルック（オーストリア）で 2 度開催（1984 年と 1988 年）している。

(7) 田中暢子ほか「世界における精神障害者のスポーツの動向」『日本精神科病院協会雑誌』34(5), 2015.5, pp.15-20; NPO 法人日本ソーシャルフットボール協会「第 1 回ソーシャルフットボール国際大会」<<http://jsfa-official.jp/international.html>>

(8) 清水論「SDP・IDS の視点から障がい者のスポーツを考える」『現代スポーツ評論』29号, 2013.11, pp.8-17.

(9) ただし、特別参加として西ドイツの選手が参加した。

表1 近年のパラリンピックにおける日本選手団のメダル獲得状況と上位5か国の獲得率

	金	銀	銅	計	国別ランキング順位	上位5か国の獲得率	参加国数
(夏季大会)							
2000 シドニー大会	13	17	11	41	12	35.7%	122
2004 アテネ大会	17	15	20	52	10	31.6%	135
2008 北京大会	5	14	8	27	17	39.5%	146
2012 ロンドン大会	5	5	6	16	24	40.8%	164
(冬季大会)							
2002 ソルトレークシティ大会	0	0	3	3	22	53.7%	36
2006 トリノ大会	2	5	2	9	8	59.2%	39
2010 バンクーバー大会	3	3	5	11	8	68.9%	44
2014 ソチ大会	3	1	2	6	7	68.5%	45

(出典) 日本パラリンピック委員会「パラリンピックにおける日本選手団の競技別メダル獲得状況」<http://www.jsad.or.jp/paralympic/what/pdf/para_medal_per_summersports3.pdf>; 同「パラリンピック冬季競技の実施状況と日本選手団の競技別メダル獲得状況」<http://www.jsad.or.jp/paralympic/what/pdf/para_medal_per_wintersports.pdf>; 中森邦男「東京2020パラリンピック競技大会 日本代表選手の選手育成・強化の実績と今後の方針」『ノーマライゼーション』34(8), 2014.8, pp.12-14等を基に筆者作成。

本稿では第2部も含めて1964東京大会とする。

1964東京大会以前の日本においては、1920年代から体育組織が結成されていた視覚障害者を除いて、障害者スポーツはほとんど見られなかった。多くの身体障害者にとって、1964東京大会の開催がスポーツへの契機となった。昭和40(1965)年には、1964東京大会の運営を行った国際身体障害者スポーツ大会運営委員会の剰余金等を引き継ぐ形で、財団法人日本身体障害者スポーツ協会(現・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)が設立された。個別の競技団体としては、昭和42(1967)年には車椅子バスケットボールの日本初のクラブチームが結成された⁽¹¹⁾。昭和48(1973)年には日本身体障害者スキー協会が、昭和50(1975)年には日本車椅子バスケットボール連盟がそれぞれ設立されるなど、各種目で競技団体形成が進んだ。⁽¹²⁾

全国的な競技大会としては、1964東京大会第2部が元になり、昭和40(1965)年から毎年、全国身体障害者スポーツ大会が国民体育大会(秋季大会)後に開催されるようになった。また、昭和50(1975)年に大分県でアジア・南太平洋地域の障害者を対象としたスポーツ大会として、第1回フェスピック(Far East and South Pacific Games for the Disabled: FESPIC)が開催された。フェスピックは、同地域の障害者スポーツの振興や、スポーツを通じた障害者の社会参加が目的とされていた。

指導者養成の分野では、昭和41(1966)年に日本身体障害者スポーツ協会が、国の委託事業として「身体障害者スポーツ指導者講習会」を初開催している。昭和60(1985)年には、同協会公認による「身体障害者スポーツ指導者制度」が発足した。⁽¹³⁾

競技施設としては、昭和49(1974)年に大阪市障害者スポーツセンターが開設され、この後、全国に障害者スポーツセンターの建設が進んだ。平成24(2012)年度に行われた調査では、全国に

(10) 日本障がい者スポーツ協会『障がい者スポーツの歴史と現状』2015.2, pp.1-3. <http://www.jsad.or.jp/about/pdf/jsad_ss_2015_web_150410.pdf> なお、第1部の選手数についてIPCは375人と記載しており、日本障がい者スポーツ協会のもとの数値が異なる。(IPC, “Tokyo 1964 Paralympics.” <<http://www.paralympic.org/tokyo-1964>>)

(11) 渡 前掲注(2), p.113.

(12) 藤田 前掲注(5)

(13) 日本障がい者スポーツ協会 前掲注(10), pp.1-3, 36.

114か所設置されている施設のうち8割は、平成2（1990）年までに設置されたものである。⁽¹⁴⁾

こうした障害者スポーツの進展は、病院等での「医学的リハビリテーション（機能回復訓練）の一環として」取り組まれてきた⁽¹⁵⁾。一方で、障害者スポーツの体制が整備される中で、次第に単なる訓練の延長ではなく、スポーツとして競技に取り組む意識も見られるようになる⁽¹⁶⁾。

3 1998 長野大会後の展開

第7回冬季パラリンピックとして開催された1998 長野大会は、31 か国から571人が参加して行われた⁽¹⁷⁾。

本大会では、初めて知的障害者の参加競技としてクロスカントリースキーが設けられた。パラリンピックへの知的障害者の参加は、その後2000 シドニー大会でスペイン代表選手に健常者が紛れ込んでいた事件が発生したことの影響で停止された。2012 ロンドン大会から知的障害者の参加が再開され、陸上競技、水泳、卓球の3競技が実施されている。⁽¹⁸⁾

国内での知的障害者が参加する競技大会では、平成4（1992）年から「全国知的障害者スポーツ大会（ゆうあいピック）」が開催されていた。同大会は平成13（2001）年から全国身体障害者スポーツ大会と統合され、全国障害者スポーツ大会となった。また、平成20（2008）年には精神障害者の参加種目（バレーボール）が加わり、同大会は身体・知的・精神障害者が参加する大会となっている。⁽¹⁹⁾

日本身体障害者スポーツ協会は、平成11（1999）年に日本障害者スポーツ協会に名称変更を行い⁽²⁰⁾、身体・知的・精神の3障害を取り扱うことになった。同年には、同協会の内部組織として日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）も設立された。また、翌年には日本体育協会に加盟するなど、健常者スポーツとの連携も進んだ。⁽²¹⁾

また、1998 長野大会の前後から、障害者スポーツをスポーツとしてとらえ直す動きが進んだ。新聞報道での障害者スポーツの取扱いも、従来福祉の延長線上にあったものが、同大会を契機に「スポーツ、スポーツマンとして捉えようとする姿勢が主流になりつつあった」と指摘されている⁽²²⁾。また平成13（2001）年には、厚生労働省が全国障害者スポーツ大会の開催規程を改正し、「これまで、障害者スポーツは、リハビリテーションのため、健康増進や社会参加意欲を助長するため、障害や障害者に対する国民の理解を促進するためのものとして、その普及が図られ、大きな効果をあげてきたところであるが、今後は、生活の中で楽しむことができるスポーツ、さらに競技としてのスポーツとして振興を図ることが必要とされている」⁽²³⁾と明記するなど、障害者スポーツ政策の重点をス

(14) 笹川スポーツ財団『「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）」報告書』（文部科学省委託調査）2013.3, pp.57-64. <http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/suishin/1334630.htm>

(15) 障害者スポーツに関する懇談会「障害者スポーツに関する懇談会報告」1998.6. 厚生労働省ウェブサイト <<http://www.l.mhlw.go.jp/shingi/s9806/s0629-1.html>> 同懇談会は厚生事務次官の私的懇談会として設置されたものである。

(16) 例えば昭和56（1981）年に開催された第1回大分国際車いすマラソン大会では、トップの2選手が手をつないで一緒にゴールしたが、着順を厳密に判定するなど、競技色を強く打ち出した運営が行われている。（「ヒストリー「大分国際」誕生の経緯」大分国際車いすマラソン大会ウェブサイト <<http://www.kurumaisu-marathon.com/contents/history/history002.html>>）

(17) 日本障がい者スポーツ協会 前掲注(10), p.42.

(18) 同上, p.40.

(19) 同上, p.11.

(20) 平成26（2014）年には「障害」の表記を改め、「日本障がい者スポーツ協会」に名称変更している。

(21) 藤田 前掲注(5); 日本障がい者スポーツ協会 前掲注(10)

(22) 小玉一彦「新聞報道にみる「障害者スポーツ」問題」『臨床スポーツ医学』15(10), 1998.10, pp.1190-1193.

スポーツ振興として位置づけるようになった。

障害者スポーツのスポーツとしての高度化が進む中、競技大会の側面でも、平成3（1991）年から、トップアスリートの競技大会として、ジャパンパラ競技大会が開始された。フェスピックも、平成22（2010）年大会からはアジアパラリンピック委員会（Asian Paralympic Committee: APC）によるアジアパラ競技大会として引き継がれ、アジア地域におけるパラリンピック・ムーブメントの推進と競技スポーツのさらなる進展が目指されている。⁽²⁴⁾

政策面については、障害者スポーツを福祉ではなくスポーツとしてとらえる動きが進むとともに、一般のスポーツを所管する組織が障害者スポーツも取り扱うようにするといった、「一元化」と呼ばれる動き（Ⅱ2(2)で後述）が進んでいる。

Ⅱ 障害者スポーツ政策の枠組み

1 日本の障害者の現状

内閣府の『障害者白書』では、厚生労働省の調査を基に、身体障害、知的障害、精神障害の3区分で、障害者数の概数を示している。各種障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の保持者数で見ると、現在、身体障害者393万7千人、知的障害者74万1千人、精神障害者320万1千人となっている⁽²⁵⁾。平成23（2011）年には身体障害者（在宅者）の68.7%、精神障害者の33.8%が65歳以上の高齢者であり、同年の総人口に対する65歳以上人口の割合（高齢化率）の23.3%に比して高い。一方で、知的障害者（在宅者）は24.4%が18歳未満であり、65歳以上人口の割合は9.3%となっている。⁽²⁶⁾

近年の障害者を取り巻く状況としては、平成26（2014）年1月に「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が批准された。同条約の批准に際しては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の制定や、関連する国内法の改正等が行われている。これにより障害の概念そのものに対する発想の転換（いわゆる障害の「社会モデル」⁽²⁷⁾の反映）が進むとともに、障害者に対する「合理的配慮」の提供や、障害者に関する政策への障害当事者の参加を促進していくことが課題となっている⁽²⁸⁾。

2 障害者スポーツ政策の動向と枠組み

(1) スポーツ基本法等における障害者の取扱い

障害者権利条約では、第30条5で「障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、

(23) 「全国障害者スポーツ大会開催規程」（平成13年12月18日厚生労働省告示第385号）

(24) 日本障がい者スポーツ協会 前掲注(10), p.44.

(25) 障害者数に関しては、障害種別や在宅・施設入所の違い等によって調査が異なり、障害者手帳を持たない者や、複数の障害を併せ持つ者もいるため、障害者の範囲については議論がある。

(26) 内閣府編『障害者白書 平成27年版』pp.33-37.

(27) 論者によってとらえ方が異なるが、障がい者制度改革推進会議では「障害の「社会モデル」とは、損傷（インペアメント）と障害（ディスアビリティ）とを明確に区別し、障害を個人の外部に存在する種々の社会的障壁によって構築されたものとしてとらえる考え方である。」として説明している。（障がい者制度改革推進会議「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」2010.6.7, p.39. 内閣府ウェブサイト <<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/pdf/iken1-1.pdf>>）

(28) 岡村美保子「わが国の障害者施策—障害者権利条約批准のための国内法整備を中心に—」『レファレンス』777号, 2015.10, pp.27-55. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9516703_po_077702.pdf?contentNo=1>

余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として」、適当な措置をとることが定められている。

また、平成22(2010)年には「スポーツ立国戦略」(平成22年8月26日文科科学大臣決定)、翌年には「スポーツ振興法」(昭和36年法律第141号)の全部改正として「スポーツ基本法」(平成23年法律第78号)が制定されるなど、近年、国のスポーツ政策は変化を見せている。スポーツ基本法の第2条第5項では「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」とされた。同法に基づき、平成24(2012)年度から10年程度を見通して、おおむね5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策をまとめた「スポーツ基本計画」(平成24年3月30日文科科学大臣決定)が策定された。同計画では、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」が、基本的な政策課題として取り上げられている⁽²⁹⁾。

(2) 障害者スポーツの「一元化」

平成26(2014)年度からは、従来、厚生労働省が所管していた障害者スポーツ事業のうち、スポーツ振興の観点から行う障害者スポーツに関する事業が、文科科学省に移管された。移管された事業としては、パラリンピック等への選手派遣や選手の育成強化、障害者スポーツの裾野を広げる取組及び全国障害者スポーツ大会の開催等がある(表2参照)。これらは、平成27(2015)年10月のスポーツ庁発足に伴い、同庁が所管することになった。

従来障害者スポーツを対象としていなかった国のスポーツ事業でも、新たに障害者を対象としていく動きがある。トップアスリートの支援では、オリンピック競技を対象にしてきた、メダル獲得が期待される競技に専門的な支援を行う「マルチサポート事業」(平成28(2016)年度から「ハイパフォーマンスサポート事業」に改称)は、平成26(2014)年からパラリンピック競技も対象として実施するようになった⁽³⁰⁾。また競技環境の面でも、ナショナルトレーニングセンター(NTC)や国立スポーツ科学センターの障害者との共同利用化や拡充整備などが、平成27(2015)年1月に文科科学省の有識者会議が作成したとりまとめにおいて提言されている⁽³¹⁾。文科科学省は、NTC競技別強化拠点として、パラリンピック競技に関する拠点を平成26(2014)年度から指定している⁽³²⁾。

また、日本オリンピック委員会は、平成22(2010)年から「アスナビ」として、トップアスリートの就職支援として競技者と企業とのマッチングを行っており、平成26(2014)年からは、パラリンピックを目指すアスリートも対象となっている。平成27(2015)年12月時点では、9人のパラリンピックを目指すアスリートの就職が決定している⁽³³⁾。

都道府県レベルでは、多くの場合、障害者スポーツはスポーツ関連部署ではなく、障害福祉・社会福祉関連部署が担当している⁽³⁴⁾。都道府県体育協会等の組織と障害者スポーツ協会とが、別々

⁽²⁹⁾ 「スポーツ基本計画」2012.3.30. 文科科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/04/02/1319359_3_1.pdf>

⁽³⁰⁾ 内閣府編 前掲注⁽²⁶⁾, p.116.

⁽³¹⁾ 「トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方についての調査研究」に関する有識者会議「トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方について(最終報告)」2015.1.9. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/023/gaiyou/_icsFiles/afieldfile/2015/01/26/1354533_1_1.pdf>

⁽³²⁾ 「東京パラリンピック 選手強化10拠点指定 競技別に支援充実15年度までに」『読売新聞』2014.7.28, 夕刊.

⁽³³⁾ 日本オリンピック委員会「アスナビ～トップアスリートの就職支援ナビゲーション～」<<http://www.joc.or.jp/about/athnavi/>>

に活動を行っている場合も多い。文部科学省はスポーツ関係者と福祉関係者との連携・協働を強化して一体的な運営を目指すため、都道府県・政令指定都市に対して、障害者スポーツ普及のための体制づくりやノウハウ作成に関する実践研究を、委託事業として行っている⁽³⁵⁾。

2020 東京大会の開催に向けて、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」(平成 27 年法律第 33 号)によって、内閣に「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」が設置されている。同本部には全ての国務大臣が参加すると規定されている。

障害者スポーツの所管の変更や、2020 東京大会開催決定等に伴い、障害者スポーツ関係予算も増加傾向にある。文部科学省所管分の障害者スポーツ関係予算は平成 26 (2014) 年度で約 17 億円、平成 27 (2015) 年度で約 26 億円となっている⁽³⁶⁾。また、平成 28 (2016) 年度予算の概算要求段階では、約 43 億円が計上されている⁽³⁷⁾。

表2 国の主な障害者スポーツ関連事業

所管	事業
スポーツ庁 (文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> ・メダル獲得に向けたマルチサポート事業 (平成 28 年度からハイパフォーマンスサポート事業に改称) ・ナショナルトレーニングセンター (NTC) 競技別強化拠点施設活用事業 ・パラリンピックに向けた強化・研究活動拠点に関する調査研究 ・日本スポーツ振興センター (JSC) 運営費交付金 (競技性の高い障害者スポーツ支援に関する基盤構築事業) ・JSC 研究施設整備費補助金 ・日本障がい者スポーツ協会補助 (※) <li style="padding-left: 20px;">〔パラリンピック等世界大会への派遣 (総合国際競技大会派遣等事業)〕 <li style="padding-left: 20px;">〔選手の育成強化 (総合国際競技大会指定強化事業)〕 ・女性アスリートの育成・支援プロジェクト
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・日本障がい者スポーツ協会補助 (※) <li style="padding-left: 20px;">(障害者スポーツの裾野を広げる取組 (障害者スポーツ振興事業)) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 (※) ・地域における障害者スポーツ普及促進事業 ・体育活動における課題対策推進事業
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等が実施する障害者スポーツ大会、各種スポーツ・レクリエーションの開催等 (地域生活支援事業) ・障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備 (国立リハビリテーションセンター)

(注) ※印で示したものは、平成 26 (2014) 年度に厚生労働省から文部科学省に所管が変更された事業。また、一部に、健常者と障害者の両方が対象となる事業が含まれる。

(出典) 厚生労働省「障害者スポーツの支援体制について」<<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyoku-shougaiokenfukushibu/0000045703.pdf>>; 文部科学省「文部科学省における障害者スポーツ関係予算」(平成 27 年度)<http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afiedfile/2015/06/12/1354044_01.pdf> を基に筆者作成。

34) 東京都と佐賀県では、健常者のスポーツと同じ部署で取り扱われている。(笹川スポーツ財団『「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業 (地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」報告書』(文部科学省委託調査) 2015.3, pp.9-49. <http://www.ssf.or.jp/research/report/pdf/2014_report_23.pdf>)

35) 文部科学省「地域における障害者スポーツ普及促進事業」<http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/suishin/_icsFiles/afiedfile/2015/09/07/1361888_01.pdf>

36) 文部科学省「文部科学省における障害者スポーツ関係予算」(平成 27 年度)<http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afiedfile/2015/06/12/1354044_01.pdf>

37) 文部科学省「文部科学省における障害者スポーツ関係予算」(平成 28 年度)<http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afiedfile/2015/09/07/1354044_02.pdf>

(3) 政策目標

スポーツ基本計画では、「パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会（夏季大会17位（2008／北京）、冬季大会8位（2010／バンクーバー））以上をそれぞれ目標とする」としている。また、平成27（2015）年11月に閣議決定された2020東京大会に向けた基本方針では、参加国・地域数が過去最多となることを目標とし、また「パラリンピックの認知度向上、ユニバーサルデザインに基づく競技会場整備をはじめとして、過去最高の環境整備を進める」ことなどが盛り込まれた⁽³⁸⁾。

また、日本障がい者スポーツ協会は、平成25（2013）年に「日本の障がい者スポーツの将来像（ビジョン）」を出している。平成32（2020）年及び平成42（2030）年に向けた目標も示されており、2020東京大会で国別金メダルランキングを世界トップ7にすることや、国際大会の開催、企業によるオフィシャルスポンサーの倍増や、全国の半数以上の市町村で障害者の参加できるスポーツ事業を恒常的に実施することなどを掲げている。また、障害者スポーツの発展のためには、「スポーツを普及・拡大する（裾野を広げる）取り組みと、競技力の向上をはかる（山を高くする）取り組みを好循環させる必要」があるとし、「この好循環による障がい者スポーツの発展を通じて、活力ある社会を創造（木を繁らせる）」することを目指している。⁽³⁹⁾

(4) 競技団体の状況

各競技を統括する競技団体の状況は、競技によって規模や体制が異なる。同じ競技でも身体障害者や知的障害者などで別々の競技団体が併存している場合もある。

現在、日本障がい者スポーツ協会に登録・準登録している62の競技団体のうち、法人格を有している団体は32団体であり、専用の事務所や専任事務員を持たない場合も多く、組織基盤の脆弱性が指摘されている⁽⁴⁰⁾。こうした状況に対して、平成27（2015）年には、日本財団の出資により「日本財団パラリンピックサポートセンター」が開設され、25競技団体の共同オフィスが設置された⁽⁴¹⁾。

障害者スポーツの競技団体と一般のスポーツ競技団体との関係は、それぞれに状況が異なっている。障害者スポーツ競技団体が加盟団体、協力団体である場合や、一部の事業等で連携している場合などがある⁽⁴²⁾。また、ボッチャやゴールボール等の、障害者スポーツが発祥の競技には、対応する一般のスポーツ競技団体がないこともある⁽⁴³⁾。

⁽³⁸⁾ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）<http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/2020olymp_paralymp/20151127olymp_kihonhoshin.pdf>

⁽³⁹⁾ 日本障がい者スポーツ協会「日本の障がい者スポーツの将来像（ビジョン）—活力ある共生社会へ—」2013.3.28.<<http://www.jsad.or.jp/about/vision.html>>

⁽⁴⁰⁾ 地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議「地域における障害者スポーツの普及促進について（中間整理）」2015.8.28. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/027/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/08/31/1361370_01.pdf>

⁽⁴¹⁾ 「障害者競技 一緒にオフィス 25団体 情報交換も簡単に」『読売新聞』2015.11.11; 「パラリンピックに支援拠点 日本財団、100億円拠出」『日本経済新聞』2015.6.3.

⁽⁴²⁾ 笹川スポーツ財団 前掲注⁽³⁴⁾, pp.127-155.

⁽⁴³⁾ それぞれの競技については次を参照。「ボッチャ（Boccia）とは？」日本ボッチャ協会ウェブサイト <http://japan-boccia.net/how_to_boccia.html>; 「ゴールボールとは」日本ゴールボール協会ウェブサイト <<http://www.jgba.jp/goalball.html>>

Ⅲ 観点別に見た障害者スポーツの現状と課題

1 「するスポーツ」

(1) 障害者のスポーツ実施の現状

成人の障害者の週1回以上のスポーツ・レクリエーション実施率は、笹川スポーツ財団が平成25(2013)年11月に行った調査では18.2%(週に3日以上8.5%、週に1~2日9.7%)であり、7~19歳は30.7%(週に3日以上10.0%、週に1~2日20.7%)だった⁽⁴⁴⁾。別の調査の数値との比較ではあるが、平成27(2015)年6月に行われた内閣府の「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」(以下「内閣府オリ・パラ世論調査」という。)では、成人の健常者のスポーツ・レクリエーション実施率は40.4%であり⁽⁴⁵⁾、障害者のスポーツ実施率は低い水準にある⁽⁴⁶⁾。また、障害種別(成人)のスポーツ・レクリエーション実施率では、聴覚障害者が22.5%で最も高く、視覚障害者が18.8%、知的障害者が14.4%、車椅子が必要な肢体不自由者では12.0%等となっており、障害の状況によっても差が見られる⁽⁴⁷⁾。また、障害者のうちスポーツを実践しているのは、車の運転ができる等の移動性が確保されるなど、比較的恵まれた環境にある障害者であり、障害者スポーツの振興に当たっては、障害者の生活の実態とスポーツとの関係が問われなければならないとの指摘もある⁽⁴⁸⁾。

障害者専用の、又は障害者が優先的に利用できる「障害者スポーツ施設」は全国に114か所が設置されているが、このうち8割は平成2(1990)年までに設置されたものであり、一部では老朽化が課題となっている場合がある⁽⁴⁹⁾。また、このような専用・優先施設がある一方で、障害者が一般のスポーツ施設を利用することを阻まれるケースも指摘されてきた⁽⁵⁰⁾。施設へのアクセスが難しい層への支援の観点からも、一般のスポーツ施設の障害者の利用促進や、障害者スポーツ施設が周辺の一般スポーツ施設と連携を強化する必要性が指摘されている⁽⁵¹⁾。

障害者の高齢化との関係では、競技によって異なるものの、一般に障害者スポーツは高齢になっても続けられるものも多いとされ、障害者のトップアスリートの引退年齢は健常者に比べて高いと言われる。また、障害者のスポーツはリハビリテーションや健康維持の要素も大きく、スポーツか

(44) 笹川スポーツ財団『「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」報告書』(文部科学省委託調査)2014.3, p.22. <<http://www.ssf.or.jp/research/report/pdf/contract2013.pdf>>

(45) 内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」(平成27年6月調査) <<http://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-tokyo/>>

(46) なお、スポーツ基本計画では「できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目標とする。」としているが、障害者のスポーツ実施率についての目標は記載されていない。

(47) 笹川スポーツ財団 前掲注(44), p.23.

(48) 後藤貴浩「第3章 障害者の生活構造とスポーツ—熊本県A町を事例に一」『地域生活からみたスポーツの可能性』道成書院, 2014, pp.78-100.

(49) 近年は指定管理者への運営委託が進んでおり、平成24(2012)年度の調査では全体の8割が委託されている。社会福祉協議会等の福祉やリハビリテーションに関係する団体のほか、体育協会・スポーツ振興事業団などが委託先となっている場合もある。(笹川スポーツ財団 前掲注(44))

(50) 次の資料における質疑応答での発言等を参照した。野村一路「スポーツにおける格差・不平等—障害のある方のスポーツの現状と課題—」『一橋大学スポーツ研究』Vol.31, 2012.10, pp.77-96.

(51) 笹川スポーツ財団「政策提言 国民が生涯を通じて、それぞれが望むかたちでスポーツを楽しみ、幸福を感じられる社会の形成」2011.7. <<http://www.ssf.or.jp/research/proposal/pdf/110705.pdf>>

ら離れることで日常生活に支障が出る場合があるなど、スポーツの意味づけが、健常者とは異なる場合もある。⁽⁵²⁾

近年、2020東京大会に向けた選手発掘の動きも目立つようになってきている⁽⁵³⁾。一方で障害者のトップアスリートは、会社員、公務員、自営業等の職を持っている場合が多く、いわゆるプロ選手として活躍できるケースは少ない。近年のパラリンピック出場経験者の75%は遠征費や大会参加費補助等のサポートを受けているが、競技用具や合宿・遠征費等は高額化しており、競技活動を継続していく上での課題となっている。また、競技によっては高度化に伴って仕事を続けながら取り組むことが難しくなっている場合があるとの指摘もある。⁽⁵⁴⁾

(2) 学校教育での障害児のスポーツ

障害児のスポーツの場としては、学校における体育や運動部活動・クラブ活動が挙げられる。戦後、早くから義務化された盲学校、聾学校を除き、障害のある子は、就学猶予・就学免除という形式で、就学が義務化されていなかったが、昭和54(1979)年に養護学校が義務化され、障害児に対する特殊教育が制度的に確立された。さらに2000年代を通じて特殊教育は一人一人のニーズに応じた教育を目指した特別支援教育に転換し、平成18(2006)年の「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第80号)により、盲学校、聾学校、養護学校は特別支援学校として制度的に統合された。特別支援教育では、原則として障害が重い順に、特別支援学校、特別支援学級、普通学級(通級による指導を受ける場合を含む)で指導が行われている⁽⁵⁵⁾。特別支援学校学習指導要領での体育の取扱いは、知的障害者に対する教育を行う特別支援学校を除き、健常者向けの学習指導要領に準ずる取扱いと規定されており、個々の児童生徒の発達に対応した目標の設定や指導が行われることになっている。しかし実際には、個人差が大きいことや、球技等の集団で行う体育授業の運営に困難さがあることが指摘されている⁽⁵⁶⁾。

平成25(2013)年に全国の特別支援学校を対象に行った調査によれば、体育の授業以外での運動機会としては「学校の運動会・体育祭やマラソン大会など」(90.2%)が多いほか、「運動部活動やクラブ活動(通年の活動)」も全体の60.8%で行われている。障害種別や小学部・中学部・高等部の別によって実施率は異なる。例えば障害種別では視覚障害で8割、聴覚障害で9割、知的障害でも6割、肢体不自由では3割などと幅がある。また、障害の程度が重いなどの理由で運動部活動やクラブ活動を行えない子どもについても、軽スポーツやレクリエーションを行う団体・サークルが作られる場合もある。⁽⁵⁷⁾

運動部活動・クラブ活動では、卒業生が参加している場合もあると指摘されている。また、学校開放による体育館等の施設の利用では、卒業生や地域の障害者を中心としたスポーツの同好会や

52) 及川晋平・金子恵美子「障害者スポーツの発展のために―車椅子バスケットボールを例に―」『スポーツ白書2014』笹川スポーツ財団, 2014, pp.38-39.

53) 「いよいよパラリンピアン」『朝日新聞』2015.11.4;「パラリンピック「金」の卵探せ」『読売新聞』2016.1.12.

54) 2004アテネ大会から2012ロンドン大会までの夏季・冬季パラリンピック出場者を対象に行った2013年の調査。(ヤマハ発動機スポーツ振興財団『2013(平成25)年度我が国のパラリンピアンを取り巻くスポーツ環境調査報告書』2014, pp.5-48. <http://www.ymfs.jp/project/culture/survey/004/pdf/ymfs-report_20140326_full.pdf>)

55) 竹内まり子「特別支援教育をめぐる近年の動向―「障害者の権利に関する条約」の締結に向けて―」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』684号, 2010.6.10. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050393_po_0684.pdf?contentNo=1>

56) 齊藤まゆみ「特別支援学校の体育」『体育の科学』64(6), 2014.6, pp.402-405.

57) それぞれ、単一の障害種別を対象とする学校(単置校)の数値。(笹川スポーツ財団 前掲注(4), pp.45-89.)

サークルによって利用されている場合もある。⁽⁵⁸⁾

障害児のスポーツに対しては、早い時期からスポーツがあることについて知ることが重要と指摘されている。近年のパラリンピック出場者を対象とした調査でも、競技種目を始めたきっかけ（複数回答）として「友達や知人のすすめで」（34.8%）や「学校の授業やクラブ活動で」（14.5%）、「家族のすすめで」（11.0%）など、身近な人の影響による場合が多い⁽⁵⁹⁾。各地の障害者スポーツ施設等を活用した見学・体験会や、障害児のスポーツ活動を推進しているスポーツ少年団を増やすこと、子ども用の競技用義足等の補助制度⁽⁶⁰⁾などが提案されている。⁽⁶¹⁾

(3) 健常者が行うスポーツとしての「障害者スポーツ」

健常者に対して障害者スポーツを普及する動きも、近年盛んになりつつある。車椅子を使う競技やブラインドサッカー等では、競技団体や自治体が競技の体験会などを開いている⁽⁶²⁾。政府も障害者スポーツの裾野拡大を目指して、平成 27（2015）年度から、モデル地域で障害者スポーツの体験イベント等を行う事業の新設・拡充を図っている⁽⁶³⁾。

このような、障害者スポーツの健常者を含めた人々に向けた普及を促進する動きは、「ユニファイド（Unified）」とも呼ばれる。また、障害者スポーツには運動能力の低下した高齢者にも参加しやすい場合があることから、障害者・健常者を問わない「ユニバーサルスポーツ」としてとらえる見方もある。スポーツに苦手意識を持つ子どもや高齢者等の参加を促し、障害者と健常者が一緒にスポーツ活動を実施しやすくなる効果も期待されている⁽⁶⁴⁾。ブラインドサッカーは、企業の研修等にも使われることがある⁽⁶⁵⁾。また、障害者が講師となることは、障害者自身の社会参加の促進にもつながるものとしてとらえられる。健常者と障害者が一緒に活動する取組は、身体障害者だけでなく知的障害者のスポーツ活動においても行われつつある⁽⁶⁶⁾。

障害者スポーツではないものの、運動に苦手意識を持った人々が楽しめるように工夫されたスポーツ活動を行う動きもある⁽⁶⁷⁾。「障害者／健常者」という区分によらず、参加者の運動能力に応じて工夫を行うという点では、一定の共通性を見ることができる。こうした動きは、近年「創るスポーツ」としても注目されつつある。

2 「観るスポーツ」

日本では従来、競技者の家族や関係者を除いて、障害者スポーツを観戦するという行為はほぼ「不

(58) 同上

(59) ヤマハ発動機スポーツ振興財団 前掲注54

(60) 沖野敦郎「パラリンピック：2020年東京開催に向けて～スポーツ用義足の現状と課題～」『ノーマライゼーション』34(8), 2014.8, pp.37.

(61) 日本障がい者スポーツ協会 前掲注39, pp.6-7, 15-22.

(62) 「障害者スポーツ 魅力発信」『読売新聞』2014.9.23 等。

(63) 文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課「地域における障害者スポーツの普及促進に関する文部科学省の取組」（地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議（第1回）配付資料3）2015.6.11. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/027/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2015/06/15/1358884_03.pdf>; 「障害者スポーツ推進 政府 モデル地域で体験教室」『読売新聞』2015.2.17, 夕刊.

(64) 地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議 前掲注40

(65) 松崎英吾「障害者スポーツの価値を高め社会・企業に働きかける」『企業と人材』48(1025), 2015.3, pp.50-53.

(66) 「障害者と健常者「融合」へ混成チーム バスケットで初参加」『朝日新聞』2015.7.18, 夕刊.

(67) 「2020年ゆるリンピック!?!」『東京新聞』2015.6.23.

在」であったとされる⁽⁶⁸⁾。報道等で障害者スポーツが取り上げられることは稀であり、報道された場合も社会福祉的な位置づけの記事が主だった。しかし、1998 長野大会の頃から、障害者スポーツを「スポーツ」として取り扱う報道が増加したとされる。

日本財団パラリンピック研究会による平成 26 (2014) 年の調査によると、パラリンピックの認知度は9割を超える。しかし、日本国内でのパラリンピック以外の障害者スポーツの観戦経験者は4.7%との調査がある⁽⁶⁹⁾。パラリンピックの観戦も、テレビのニュース等の断片的な情報が中心だと推測されており、「パラリンピック」という言葉やその意味については認知が進んでいても、「そこで展開される具体的な種目や競技者の姿についての認識は広がっていない」との指摘がなされている⁽⁷⁰⁾。

2012 ロンドン大会では、パラリンピックの観客の多さや、「超人たちを見逃すな」と題された現地テレビCM、放送時間の拡大等が話題となった⁽⁷¹⁾。2020 東京大会に向けて、JPC の鳥原光憲会長は「全競技場で満員の観客の実現」を目指すと発言しており⁽⁷²⁾、障害者スポーツの関心を高め、観戦者を増やすことが課題となっている。

平成 27 (2015) 年の内閣府オリ・パラ世論調査では、2020 東京大会を「観戦に行きたい」と答えた割合は、オリンピックが51.2%（「ぜひ観戦に行きたい」12.2%、「できれば観戦に行きたい」39.0%）に対して、パラリンピックは36.4%（「ぜひ観戦に行きたい」4.5%、「できれば観戦に行きたい」31.9%）だった。⁽⁷³⁾

近年は、健常者のスポーツ大会に障害者の部を設ける場合や、健常者の大会と障害者の大会を同時開催する動きも見られる⁽⁷⁴⁾。また、名古屋シティハンディマラソン（昭和 59 (1984) 年から開催）では、脳性マヒ等の重度障害者が都市で走るイベントを開催することで、人々に重度障害者の存在を可視化させていくことが意識されている⁽⁷⁵⁾。

ブラインドサッカーでは、近年日本で開催された世界選手権（平成 26 (2014) 年）やアジア選手権（平成 27 (2015) 年）で、入場料を有料として開催し、一定の観客動員がなされている⁽⁷⁶⁾。これらのブラインドサッカーの大会の一部や、車椅子テニスの4大会等では、テレビ中継が開始されるなど、メディアを通じての視聴機会が増える動きもある⁽⁷⁷⁾。

また、「観るスポーツ」という観点からは、障害者がスポーツ観戦する際の観客席等の整備や支

(68) 渡正「第10章パラリンピックの表象実践と儀礼的関心」橋本純一編『スポーツ観戦学—熱狂のステージの構造と意味—』世界思想社、2010、p.231。

(69) 日本財団パラリンピック研究会「〔国内外 一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心〕調査結果報告」2014.11. <http://para.tokyo/doc/survey201411_2.pdf>

(70) ヤマハ発動機スポーツ振興財団『2014（平成26）年度障害者スポーツ選手発掘・育成システムの現状と今後の方向性に関する調査研究報告書』2015、p.81. <http://www.ymfs.jp/project/culture/survey/005/pdf/ymfs-report_20150401.pdf>

(71) 「パラリンピック放送 時間拡大 競技性を重視」『読売新聞』2012.8.23。

(72) 「全競技場 満員が目標」『読売新聞』2015.8.25。

(73) 内閣府 前掲注(45)

(74) 「障害者競技 大会初の実施 岐阜で陸上・全日本実業団」『朝日新聞』（岐阜全県版）2015.9.27; 「車いすマラソン 8月30日に北海道マラソンと合同開催」『朝日新聞』（北海道版）2015.3.6等。

(75) 山崎貴史「重度障害者のスポーツイベントに関する研究—名古屋シティハンディマラソンを事例に—」『スポーツ社会学研究』19(2), 2011, pp.61-72。

(76) 2015年のアジア選手権では、6日間で5,555人の観客動員があったという。（「チャレンジ！パラスポーツ最前線 ピッチの外で「勝利」したブラインドサッカー」2015.9.30. 日本経済新聞ウェブサイト <<http://www.nikkei.com/article/DGXMZO92167640Y5A920C1000000/>>）

援も重要な課題である。3(4)で後述するとおり、施設のバリアフリー化や観客席の整備等の必要性が指摘されている。

3 「支えるスポーツ」

障害者スポーツの「支え手」としては、指導者やスポーツボランティアのほかに、競技団体関係者、保護者、施設職員など多様な主体が想定される。ボランティアで指導者となる場合や保護者がボランティアに加わって運営に携わる場合など、これらの役割は相互に重なることもあるが、本稿では、指導者、ボランティアの現状と課題に整理して取り扱う。

また、障害者のスポーツ環境を支える上で、スポーツ用具の開発や施設のバリアフリー、障害者に対する「心のバリアフリー」の問題などについても概観する。

(1) 指導者

障害者スポーツの指導者は、競技性の高いスポーツにおける技術指導者という側面だけでなく、障害者がスポーツ活動を行うための支援者という側面も持つ⁽⁷⁸⁾。

日本障がい者スポーツ協会は「障がい者スポーツ指導者資格制度」を設けている。同制度による資格は、障がい者スポーツ指導員、スポーツコーチ、スポーツ医などに分かれているが、最も一般的な障がい者スポーツ指導員は、初級・中級・上級を合わせて全国で22,646人の登録者がいる⁽⁷⁹⁾。初級障がい者スポーツ指導員資格は、所定の講習（実技体験等を含む）を18時間以上受講することで取得できる。初級取得後一定期間の活動を行うことで、中級以上の資格取得のための講習受講資格が得られる⁽⁸⁰⁾。またこれとは別に、知的障害者の競技団体であるスペシャルオリンピックス日本でも、独自の資格制度を作っている⁽⁸¹⁾。

日本障がい者スポーツ協会の指導者資格を取得した場合は、都道府県・指定都市ごとの障害者スポーツ指導者協議会の人材バンクに登録され、活動を希望する団体に紹介される。しかし、指導者として地域で活動する場の少なさや、活動を希望する団体とのマッチング等の点で課題がある。平成24（2012）年の調査では、過去1年に指導者としての活動を行っていない場合が3割程度見られ、経験不足から不安を感じている場合も多い⁽⁸²⁾。また、登録は1年ごとの更新制であり、2年目以降に登録を更新しない場合も見られる。福岡地区（福岡県・福岡市・北九州市）のように、登録を更新しないが地域で活動したいとのニーズに応じて、指導者協議会の下に各地域で活動するボランティア組織を設置して、連携した取組を行っている場合もある⁽⁸³⁾。

トップアスリートの指導者の多くは、会社員や教員、団体職員等であり、競技指導によって生計

(77) 日本ブラインドサッカー協会「【メディアリリース】ブラインドサッカーアジア選手権スカパー！で日本戦と決勝戦を生中継」2015.8.18. <<http://www.b-soccer.jp/8571/news/pr150818skyp.html>>; 株式会社 WOWOW「2015年度から WOWOW のテニス放送が進化！ グランドスラム 4 大会全てで車いすテニス放送決定」2015.4.20. <http://www.wowow.co.jp/co_info/ir/pdf/1893.pdf>

(78) 水原由明「障がい者スポーツの地域振興と指導者資格について」『みんなのスポーツ』37(7), 2015.7, pp.15-17.

(79) 平成27年12月31日現在。（「地域別・資格別 登録者数一覧」日本障がい者スポーツ協会ウェブサイト <http://www.jsad.or.jp/training/pdf/trainer-registrant_151231.pdf>）

(80) 「別紙1 障がい者スポーツ指導員基準カリキュラム」日本障がい者スポーツ協会ウェブサイト <http://www.jsad.or.jp/training/pdf/h27/instructor_curriculum.pdf>

(81) スペシャルオリンピックス日本「コーチ・ボランティア育成」<http://www.son.or.jp/about_son/activity/volunteer/>

(82) 笹川スポーツ財団 前掲注(14), pp.126-164.

(83) 笹川スポーツ財団 前掲注(44), pp.143-145, 150-152.

を成り立たせているプロの指導者はわずかである。パラリンピック大会直前の1年間に指導報酬を受けていた指導者の割合は15.8%にとどまり、少なくない指導者が合宿・遠征費用や競技備品の運搬費等を自ら負担している。こうした状況から、「競技力の向上の現場は不安定な環境のボランティアコーチに委ねられている」との指摘もある⁽⁸⁴⁾。

近年は特に、競技の高度化への対応や、指導者の担い手を広げていく中で、一般のスポーツの指導経験者が障害者スポーツの指導を行うことが増えつつある⁽⁸⁵⁾。そこで、一般のスポーツの指導者やスポーツ関係者に対して、障害者スポーツの指導方法や、競技の普及を行う動きが注目されている。これに関連して、各市町村のスポーツ推進委員⁽⁸⁶⁾に対して障害者スポーツの講習会を開催する動きや、体育教員養成の課程で障害者スポーツに関する科目を教えるべきとの意見がある⁽⁸⁷⁾。また、審判や誘導といった大会運営の面でも、一般のスポーツの指導者・関係者が障害者スポーツ大会の開催等を機に協力することで、障害者スポーツに対する理解が進んでいるとの報道もある⁽⁸⁸⁾。

(2) ボランティア

1998長野大会の前後から「スポーツボランティア」と呼ばれる人々について注目が高まっている。それまで見られた、スポーツ少年団や保護者、自治会等の動員ではなく、個人や企業に対してボランティアを募集して大会を運営するという動きが見られるようになった⁽⁸⁹⁾。

スポーツボランティアとは、平成12(2000)年の文部省の調査では「地域におけるスポーツクラブやスポーツ団体において、報酬を目的としないで、クラブ・団体の運営や指導活動を日常的に支えたり、また、国際競技大会や地域スポーツ大会などにおいて、専門的能力や時間などを進んで提供し、大会の運営を支える人のこと」と定義されている⁽⁹⁰⁾。活動頻度や主体の違いによって、不定期的な「イベントボランティア」、定期的な「クラブ・団体ボランティア」、トップアスリートやプロスポーツ選手による「アスリートボランティア」などに分ける場合もある⁽⁹¹⁾。障害者スポーツに関しては、介助や手話等の障害者特有の事情を踏まえた活動もあるが、以下では2020東京大会でのボランティアを念頭に、障害者スポーツにこだわらず、一般のスポーツを含めたイベントボ

84 ヤマハ発動機スポーツ振興財団 前掲注54

85 トップアスリートの指導では、一般競技の指導者が関わっていないと国際大会で勝てなくなっているとの指摘もある。(藤田紀昭ほか「座談会 障がい者のスポーツ：その課題と可能性」『現代スポーツ評論』29号, 2013.11, pp.18-37.)

86 スポーツ基本法第32条で定められている、市区町村がスポーツの推進に係る体制の整備を図るために委嘱する非常勤公務員。スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技の指導、スポーツに関する指導及び助言等を行う。

87 藤田 前掲注(5), pp.11-12; 地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議 前掲注(40), pp.6-8.

88 『朝日新聞』(岐阜全県版) 前掲注(74)

89 山口泰雄「スポーツ・ボランティアの可能性」同編『スポーツ・ボランティアへの招待—新しいスポーツ文化の可能性—』世界思想社, 2004, pp.1-14. なお、1964東京大会における日本赤十字社語学奉仕団の活動をボランティアの端緒と見る視点もある。(小倉和夫「1964年東京パラリンピックが残したもの」『日本財団パラリンピック研究会紀要』1号, 2015.1, pp.5-23.)

90 スポーツにおけるボランティア活動の実態等に関する調査研究協力者会議『スポーツにおけるボランティア活動の実態等に関する調査研究報告書』2000, pp.8-10. ただし、内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」(前掲注(45))の調査票では定義は示されていない。また、笹川スポーツ財団や、日本スポーツボランティア学会は別の定義を用いている。

91 笹川スポーツ財団『「スポーツにおけるボランティア活動活性化のための調査研究(スポーツにおけるボランティア活動を担う組織・団体活性化のための実践研究)」報告書』(文部科学省委託調査)2015.3, p.5. <http://www.ssf.or.jp/research/report/pdf/2014_report_21.pdf>

ランティアを中心に取り上げる。

平成 27 (2015) 年の内閣府オリ・パラ世論調査では、2020 東京大会のボランティアに「参加したい」と答えたのは 3.5%、「できれば参加したい」と答えたのは 19.2% だった。また、過去 3 年間の「スポーツボランティアやスポーツ以外のボランティア活動」への参加経験では、ボランティア活動に参加したことがあると答えたのは 21.5% であり、このうちスポーツボランティアに参加したことがあるのは 7.4% だった⁽⁹²⁾。また、笹川スポーツ財団が平成 26 (2014) 年度に行った調査では、過去 1 年間にスポーツボランティアを行ったことがあると答えたのは 7.7% だったが、行ったことがないと答えた場合にも 16.3% が「無自覚なスポーツボランティア」⁽⁹³⁾として活動していたとの指摘がある⁽⁹⁴⁾。

こうしたボランティアは、大会開催等の活動を通じて制度化・組織化が進む場合も見られる。特に全国障害者スポーツ大会を開催した場合には、大会運営に加えて、選手団サポートや障害者向けの手話・要約筆記といった情報アクセスなどのボランティアが養成されることが多い。また、特に、大会運営や選手団サポートのボランティア参加者に希望を募り、ボランティアの登録制度を作る場合が見られるが、大会後のボランティアの活用方法については明確でない場合もあると指摘されている⁽⁹⁵⁾。

スポーツイベントでのボランティアは、注目度や話題性も高く、潜在的なスポーツボランティアを発掘する意味において有効とされる。しかし、スポーツイベントのボランティアが、イベント後に地域の日常的なスポーツボランティアを希望するとは一概には言えないとの見方もある⁽⁹⁶⁾。スポーツボランティアの活動継続には、ボランティア活動の満足感を高めることが重要とされている⁽⁹⁷⁾。大分国際車いすマラソン大会⁽⁹⁸⁾において外国人選手の通訳や接遇等を行っている「大分国際車いすマラソン通訳ボランティア Can-do」での筆者の聴取によれば、活動を継続して行う人々は、通訳という専門性を生かすといった自己実現の側面だけではなく、イベントそのものへの愛着があることが、活動継続につながる人が多いとの指摘があった⁽⁹⁹⁾。

2020 東京大会のボランティアは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が募集する「大会ボランティア」(競技運営や会場案内等)と東京都が募集する「都市ボランティア」(空港や駅、観光スポットでの案内等)に分けられ、大会ボランティアの募集は平成 30 (2018) 年夏頃が予定されている⁽¹⁰⁰⁾。また、NPO や大学等では、独自にボランティアの養成講座を行う動きがある⁽¹⁰¹⁾。

92 質問紙の選択肢別の回答内訳は、「スポーツボランティアとスポーツ以外のボランティアの両方の活動に参加したことがある」4.6%、「スポーツボランティア活動に参加したことがある」2.8%、「スポーツ以外のボランティア活動に参加したことがある」14.1%、「スポーツボランティアとスポーツ以外のボランティアのいずれの活動にも参加したことがない」78.2%、「わからない」0.3%である。(内閣府 前掲注45)

93 スポーツボランティアを行っていないと答えた人で、所属するスポーツ団体やクラブ等での活動(自身や自身の子どものためだけの活動を除く)において、会場の準備や撤収、飲料や食事の準備、練習や大会等での送迎、指導者や審判の補助などの項目について活動をしたと答えた人を指す。

94 笹川スポーツ財団『「スポーツにおけるボランティア活動活性化のための調査研究(スポーツにおけるボランティア活動を実施する個人に関する調査研究)」報告書』(文部科学省委託調査)2015.3, p.15. <http://www.ssf.or.jp/research/report/pdf/2014_report_22.pdf>

95 武隈晃「障害者スポーツにおけるボランティア」山口編 前掲注89, pp.85-96.

96 工藤保子「スポーツイベントにおけるボランティア」同上, pp.69-84.

97 武隈 前掲注95

98 昭和 56 (1981) 年から大分県大分市で開催されている、車椅子競技者によるマラソン大会。

99 筆者が平成 27 (2015) 年 7 月に行った同団体からの聴取による。

(3) スポーツ用具の開発

障害者スポーツのための競技用車椅子や義足等の開発も進んでいる。近年は素材の多様性や加工技術の進歩によって、これらの用具は高機能化が進んでいるが、一般の障害者向けの普及品の市場規模が小さく、開発の障害になっているとの指摘がある⁽¹⁰²⁾。また、障害を持つ子ども向けのスポーツ用具が充実していないとの指摘がある⁽¹⁰³⁾。

経済産業省は平成27(2015)年9月に2020東京大会に向けた競技用具の開発に関しての企業や関係者との合同勉強会を設置し、医療や介護、リハビリ分野での高機能素材などの応用を想定した素材開発等について検討を行っている⁽¹⁰⁴⁾。

パラリンピックで行われる競技とは別のものであるが、ITやロボット技術を応用した器具の開発も進んでいる。平成28(2016)年にはスイスで、電動義手や電動義足、BCI(Brain Computer Interface、脳情報を利用することで、脳と機械を直接つなぐ技術)などを利用した障害者による「サイバロン大会(Cyathlon)」が行われる予定である。⁽¹⁰⁵⁾

用具の高度化は、記録の向上や、健常者と障害者の差を縮める効果を発揮するが、一方で、スポーツにおいては用具使用による競技の公平性の課題も提起している。例えばIの1で述べたオスカー・ピストリウスのオリンピック出場に際しては、義足の使用が健常者と比して有利になるのかどうかという点で議論となった⁽¹⁰⁶⁾。こうした用具の使用による有利／不利は、水泳における特殊素材を使用した水着(いわゆる「スピード水着」)問題など、健常者間でも生じる問題であり、競技における公平性をいかに担保するのかが問われている。

(4) 施設のバリアフリー、アクセスの支援

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)では、特定の建築物における廊下や階段などの設備について一定の基準を示しており、新設・改良時に基準に適合した整備を行うよう定められている。またIPCは「アクセシビリティガイド」を設けており、パラリンピック開催に関するアクセシビリティ全般について規定している。IPCのアクセシビリティガイドの観点から、国内の競技場等の状況について検討した研究によれば、現行のバリアフリー法では観客席をはじめとした様々な点で、規定が不十分であるとの指摘がなされている⁽¹⁰⁷⁾。なお、新国立競技場の整備計画においては、常設の車椅子席約450席を設置し、パラリンピック開催時は仮設席を含めて約700席を確保するとともに、車椅子席の位置を高くして、前の人が立っても視界を遮らない等の設計を行い、観戦への配慮を行うとしている⁽¹⁰⁸⁾。

平成26(2014)年11月には東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、内閣官房、

⁽¹⁰⁰⁾ 「よくあるご質問」東京都オリンピック・パラリンピック準備局ウェブサイト <<http://www.2020games.metro.tokyo.jp/inquiry/faq/index.html>>

⁽¹⁰¹⁾ 「障害を体感 その先へ東京パラリンピックへボランティア機運」『朝日新聞』2015.5.25, 夕刊; 「五輪お手伝い 大学で育成 スポーツボランティア広がる 通訳や案内」『読売新聞』(大阪版)2015.8.8, 夕刊。

⁽¹⁰²⁾ 齊藤直「スポーツ機器の開発と普及」『ノーマライゼーション』34(8), 2014.8, pp.25-29。

⁽¹⁰³⁾ 相馬りか「障害者スポーツ用具の技術動向」『科学技術動向』151号, 2015.7・8, pp.16-22。

⁽¹⁰⁴⁾ 「経産省、パラリンピック競技用の素材開発を促進 勉強会で医療・介護のニーズ探る」『日刊工業新聞』2015.9.3。

⁽¹⁰⁵⁾ 同上 なお、国内での類似した動きとして「超人スポーツ協会」による取組がある。(超人スポーツ協会ウェブサイト <<http://superhuman-sports.org/>>)

⁽¹⁰⁶⁾ 渡正「テクノロジーの進展とスポーツ」『現代スポーツ評論』29号, 2013.11, pp.52-68。

⁽¹⁰⁷⁾ 川内美彦・前田有香「障害のある人にとっての競技場のアクセシビリティ—観客として、競技者として—」『日本財団パラリンピック研究会紀要』2号(別冊), 2015.5, pp.1-109。

東京都の3者の主催する「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクセシビリティ協議会」が設置された⁽¹⁰⁹⁾。同協議会には「建築部会」「交通・アクセス部会」「コミュニケーション・サービス部会」が設置されており、今後、大会運営におけるハード・ソフト両面のバリアフリー化の推進を目的として「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を作成する予定である⁽¹¹⁰⁾。また、平成27(2015)年2月13日に閣議決定された「交通政策基本計画」⁽¹¹¹⁾では、鉄道・バスの主要駅の段差解消やホームドアの設置、鉄道車両やノンステップバス等のバリアフリーについて、平成32(2020)年までの数値目標が盛り込まれた⁽¹¹²⁾。障害者団体でも、独自にアクセシビリティに関する調査を行い、提言を行う動きがある⁽¹¹³⁾。

また、障害者のスポーツへのアクセスを検討する上では、施設や交通機関等といったハード面だけでなく、障害者の活動場所までの移動支援といったソフト面での仕組みが求められる。特に日常的なスポーツ活動において、こうした支援は保護者や施設職員等の負担になりがちである。平成26(2014)年度に福岡県で行われた「パラリンピックチャレンジ事業(障害者スポーツ活性化事業)」では、障害児のためのスポーツイベントと同時に、保護者に対するヨガ・ピラティス等の講座として「リフレッシュ教室」が開催された。保護者間の相互交流の場の形成や、保護者の負担感の軽減の工夫といった点で注目される。⁽¹¹⁴⁾

(5) 「心のバリアフリー」

2020東京大会の開催を通して、障害者に対する理解の向上を期待する声は大きい。内閣府オリ・パラ世論調査では、2020東京大会開催で期待される効果として「障がい者への理解の向上」と答えた割合が44.4%で最も高かった⁽¹¹⁵⁾。一方で、内閣府が平成24(2012)年に行った調査では、「世の中には障害がある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか」との問いに対して、89.2%が「あると思う」(「あると思う」56.1%、「少しはあると思う」33.0%)と答えている⁽¹¹⁶⁾。こうした状況に関しては、前述したとおり、障害者権利条約の批准や、障害者差別解消法の制定等、社会的な取組も進展しており、今後の動向が注視されている。

2020東京大会に向けては、障害者等に対する理解の向上のための「心のバリアフリー」の取組として、一般向けの副読本の作成や、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を基にしたテキスト等を用いた大会関係者への研修、交通、流通、外食、教育等の各業界に対する「心のバリアフリー」の展開、障害者・外国人等に対する差別解消に向けた人権啓発活動等が計画されている⁽¹¹⁷⁾。

⁽¹⁰⁸⁾ 「新国立競技場整備事業 技術提案書」(新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会(第7回)配布資料) 2015.11.16. 日本スポーツ振興センターウェブサイト <<http://www.jpnpsport.go.jp/newstadium/Portals/0/gijyutsuteiansho/a60.pdf>>

⁽¹⁰⁹⁾ 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクセシビリティ協議会を開催」2014.11.14. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ウェブサイト <<https://tokyo2020.jp/jp/news/index.php?mode=page&id=1181>>

⁽¹¹⁰⁾ 内閣府編 前掲注⁽²⁶⁾, pp.18-19.

⁽¹¹¹⁾ 「交通政策基本法」(平成25年法律第92号)第15条に基づき、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められたもの。

⁽¹¹²⁾ 「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定) <<http://www.mlit.go.jp/common/001069407.pdf>>

⁽¹¹³⁾ 岩切玄太「2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて」『DPI われら自身の声』31(1), 2015.4, pp.37-39.

⁽¹¹⁴⁾ 筆者が平成27(2015)年7月に行ったサイコスポート株式会社(福岡県福岡市)からの聴取による。

⁽¹¹⁵⁾ 内閣府 前掲注⁽⁴⁵⁾

⁽¹¹⁶⁾ 内閣府「障害者に関する世論調査」(平成24年7月調査) <<http://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-shougai/index.html>>

障害者への理解の向上に関しては、パラリンピック教育も注目されている。IPCによると、パラリンピック教育の前提は、パラリンピックの理念や価値を、障害者に対する意識や理解を促進する教育の中に、制度的に取り入れていくことだとしている⁽¹¹⁸⁾。パラリンピックの価値とは、勇気 (Courage)、決断 (Determination)、感化 (Inspiration)、平等 (Equality) であるとされる⁽¹¹⁹⁾。

また、文部科学省が設置した「オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議」は、「オリンピック・パラリンピック教育」を、①「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」と、②「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」に整理している。後者に関して、国の学習指導要領に「パラリンピック」についての明示的な記載はない。同会議が平成27(2015)年7月にまとめた「中間まとめ」では、現在中央教育審議会で行われている学習指導要領改訂の検討の中で、パラリンピックを学習指導要領に位置づけることについて取り上げるべきだとする提言を示している⁽¹²⁰⁾。また、東京都が設置した「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議」も、同年8月に「中間まとめ」を作成しており、今後推進していくオリンピック・パラリンピック教育の中で、「多様性を認め合う「心のバリアフリー」を子供たちに浸透」させていくことが挙げられている⁽¹²¹⁾。ただし、オリンピック教育に比べて、パラリンピック教育は「定義や目的が必ずしも十分に理解されておらず、単発的なイベントとしてのパラリンピアンによる講演会や、障害者スポーツの体験講座等にとどまっている現状がある」との指摘もあり⁽¹²²⁾、今後の教材開発や多様な取組の展開が期待される。

おわりに

障害者スポーツをめぐるのは、近年、一般のスポーツ行政との「一元化」も進み、2020東京大会へ向けた選手や競技団体の強化、競技の普及等の動きも盛んになっている。しかし実際には、個々の障害者の身体的・社会的な状況は多様であり、競技レベルや地域に応じた取組が必要とされている。競技レベルが高度化するトップアスリートに対する支援が課題である一方で、それと同時に、地域におけるスポーツ環境をハード・ソフト両面で整え、障害者がスポーツにアクセスできるようにしていく必要がある。

また現地調査の中では、2020東京大会開催後に関連予算が縮減され、一過性の取組に終わるのではないかとの不安も聞かれた。障害者スポーツの強化は、単なるスポーツの振興だけでなく、こ

⁽¹¹⁷⁾ 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局「「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組」資料集」(東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(第2回)参考資料)2015.11.<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/kaigi/dai2/sankou1.pdf>

⁽¹¹⁸⁾ IPC, "Education." <<http://www.paralympic.org/the-ipc/education>>; 大林太朗「2020年東京大会に向けた「オリンピック・パラリンピック教育」に関する一考察—IPCの「パラリンピック教育」の定義と過去の事例分析から—」『日本財団パラリンピック研究会紀要』2号, 2015.5, pp.69-77.

⁽¹¹⁹⁾ IPC, "About Us." <<http://www.paralympic.org/the-ipc/about-us>>

⁽¹²⁰⁾ オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて(中間まとめ)」2015.7.9.文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afildfile/2015/07/23/1360149_02.pdf>

⁽¹²¹⁾ 東京都教育委員会「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議 中間まとめ」2015.8.21. <<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/2015/pr150821/besshi2.pdf>>

⁽¹²²⁾ 大林 前掲注⁽¹¹⁸⁾

れを通じた障害者への理解促進や障害者の社会参加の進展、「共生社会」や「健康長寿社会」の実現等につながることも期待されている⁽¹²³⁾。これらの実現のためには、パラリンピックという「お祭り」の後を見据えた施策をいかに構築していくかが問われることになる。

(ほりうち ゆうと)

⁽¹²³⁾ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」前掲注(38), pp.2-3; オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議 前掲注(120), p.2 等。